

道路への土砂や 碎石の流出防止に ご協力ください

一時的な大雨により、畑や宅地などから道路へ土砂や砂利の流出が見受けられます。

土砂の流出は人や車の通行に支障になるほか、側溝への土砂堆積による冠水の原因となりますので、個人の責任のもと、流出防止にご協力をお願いします。

問い合わせ先
建設課道路車両グループ
☎ 76 - 2151 (内線 251)



平成 30 年度 津別町職員(水道等技術職員)募集

募集人員 1名 採用予定年月日 平成30年4月1日

応募資格 35歳未満の方で、次のいずれかの要件を満たす者

- ①学校教育法による4年制大学で土木工学又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は平成30年3月末までに卒業見込みの者
- ②短期大学又は高等専門学校における土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、2年以上土木に関する実務経験(コンサルト業を含む)がある者
- ③大学、短期大学、高等専門学校、高校を卒業した者で、5年以上土木に関する実務経験(コンサルト業を含む)があり、2級土木施工管理技士の資格を有する者

※ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

試験方法 作文筆記、個人面接

試験日時、場所等

期 日 平成29年10月13日頃予定

場 所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)

受験申込手続

平成29年9月29日(金)までに次の書類を提出してください。

- (1) 職員採用試験申込書(自筆すること)※ホームページより入手してください。http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/
- (2) 添付書類
 - ・大学の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - ・成績証明書

応募・照会先

〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地

津別町役場総務課庶務グループ ☎ 0152 - 76 - 2151

soumu1@town.tsubetsu.hokkaido.jp (照会・問合せのみ)

※受験の申し込みについては、郵送又は持参をお願いします。

♪第22回つべつ日本フィルセミナーコンサート♪

今年も日本フィルハーモニー交響楽団と全国のアマチュア奏者によるオーケストラ演奏会が開催されます。

つべつ日本フィルセミナーは、国内最高の交響楽団・日本フィルハーモニー交響楽団が全国から参加するアマチュア奏者を対象に行う管弦楽セミナーです。

セミナー最終日に開催されるこのコンサートは、セミナー参加者が講師(日本フィル団員)とともに、セミナーでの3日間の成果を披露する場です。津別の名物となったこのオーケストラコンサートに、ぜひお越しください。

■日 時 8月27日(日)

午後4時～

■会 場 津別町中央公民館 講堂

■入場料 大人 1,500円(当日2,000円)
高校生以下 無料

＝演奏曲＝

- ・チャイコフスキー：序曲「1812年」
- ・ベートーヴェン：交響曲第1番
- ・バッハ：管弦楽組曲第3番より「アリア」

問い合わせ先

生涯学習課社会教育グループ ☎ 76 - 2713



昨年度のコンサートの様子



空き家等 実態調査を 行います

調査目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴う空き家の増加は、全国的にまちづくりの大きな課題の一つです。

この増加する空き家対策のために、平成26年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、特措法)が施行されました。特措法では、空き家等の活用、空き家の所有者による適切な管理の必要性、倒壊の危険性がある建物(特定空家等)への対応を市町村で行うことのほか、空き家データベースの整備義務も定められています。

津別町でも、今年度、特措法に基づき町内の自治会や建設業協会、商工会などの各分野において活動されている住民の方々を委員として「津別町空家等対策協議会」(以下、協議会)を設置しております。この協議会において空き家等の対策を検討するための基礎資料とするほか、町内における空き家等の利活用を促進するため、空き家等の件数や現況を把握する実態調査を行います。



調査方法

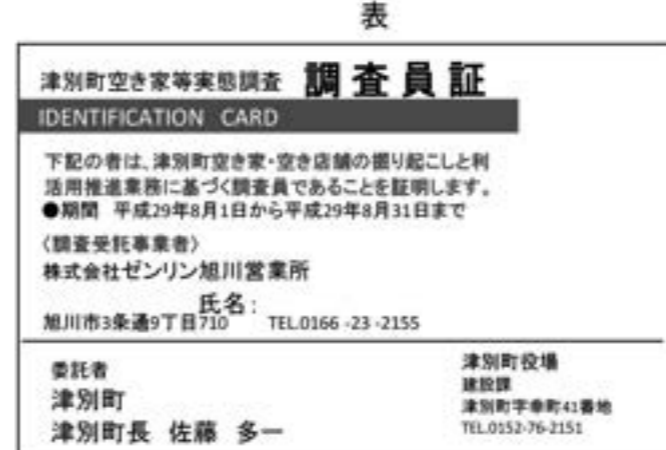
(1) 調査期間
8月1日(火)～8月31日(木)を予定しています。

(2) 調査方法

町が委託した事業者が調査員として、町内の空き家等の外観調査と対象となる建築物の写真撮影などを行います。

※建物内に立ち入ることはありません。
※委託事業者
株ゼンリン 旭川営業所

※調査員は左記のような調査員証を身に着けて、町内を巡回します。



調査結果

調査した結果、空き家と思われる建築物の所有者に、空き家の利活用に関する意向調査を行う予定です。

調査結果等を利用し、現在町で行っている「津別町空家等情報登録制度」における利活用可能な空き家の登録件数を増やし、空き家の流通を促進したいと考えています。

なお、調査中に知り得た個人情報等を外部に漏らしたり、他の目的に利用することはありません。

問い合わせ先

建設課住宅グループ
☎ 76 - 2151 (内線 255)

裏

1. この調査員証は、空き家、空き店舗等実態調査の際に必ず携帯し、町民からの請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
2. この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更を生じたときは、直ちに津別町へ届け出なければならない。
4. この調査員証は、他人の土地又は家屋に同意なく立ち入る権限を付与するものではない。
5. この調査員証は、表面に掲げる期間終了後、直ちに津別町へ返却しなければならない。